第１３回長野家庭裁判所委員会議事概要

１　日時

平成１９年７月３日午後３時から午後５時１５分まで

２　場所

長野家庭裁判所大会議室

３　出席者

（委員）大西直樹，志村敬，土屋準，花岡圭子，松岡英子，向田久美子，村田彰，安井久治，山浦寿，米窪千加代

（５０音順，敬称略）

（オブザーバー）行方美和上席裁判官，大畑好司首席家庭裁判所調査官，原直樹家庭裁判所首席書記官，春田嘉彦次席家庭裁判所調査官，春原敏男家庭裁判所訟廷管理官，入子福司事務局長，河合明博事務局次長，工藤敏之総務課長，中村広幸総務課課長補佐，小林博地方裁判所総務課庶務係長

４　テーマ

増加する面接交渉事件への新たな取組について

５　議事

⑴　開会の言葉（総務課長）

⑵　自己紹介

ア　村田委員

イ　志村委員

ウ　安井委員

⑶　委員長選任（進行：松岡委員長代理）

○　従前，委員長は裁判所関係者でない方がいいとの意見があり，確かに委員全員が委員長候補の対象となるけれども，委員長の役割を踏まえると，安井委員が適任であると思う。（米窪委員）

○　異議なし。（全員）

■　互選により，安井委員が委員長に選任された。

⑷　面接交渉事件についての説明と質疑

ア　家庭裁判所における面接交渉事件の実情

［説明（行方裁判官）］

イ　統計から見た面接交渉事件の特徴

［説明（原首席書記官）］

ウ　ＤＶＤの視聴

「子どものある夫婦が離れて暮らすとき考えなければならないこと」

（面接交渉編（面接交渉を実施するに当たり，父母が留意しなければならない事柄を説明するもの））

エ　面接交渉ＤＶＤ配布の背景及び活用方法について

－調査官の関与の実情や試行的面接交渉の在り方など－

［説明（大畑首席家裁調査官）］

○　裁判官が説明で用いた「監護親」という言葉は法的な用語であると思うが，首席調査官が説明で用いた「同居親」という言葉は，同じ意味を指すのか。

（山浦委員）

○　そうである。　（大畑首席家裁調査官）

○　「同居親」の方が柔らかい言葉に聞こえるがいかがか。　（山浦委員）

○　「監護親」という言葉は，家事審判法の第９条１項乙類４号の「子の監護に関する処分」の審判の規定に由来して使われているが，「同居親」という言葉でも構わないと思われる。　（行方裁判官）

○　当事者に説明する際には，「監護親」という言葉は使っていない。また，調停委員が説明する際にも，「同居している親」，「同居していない親」という話し方をしている。　（大畑首席家裁調査官）

○　「監護親」は，「親権者」とは違う者なのか。　（委員長）

○　面接交渉事件は，離婚する前の別居の段階でもあり，その場合は双方が親

権者で，一方だけが監護親になる。　　（大畑首席家裁調査官）

○　実務上の言葉遣いとしては，「同居している親御さん」とかになるのか。

（委員長）

○　実務において，当事者に話すときには，「一緒に住んでいる親」という言葉を使っている。　　（河合事務局次長）

○　首席書記官から，婚姻中の夫婦間の調停事件，子の監護に関する処分事件，面接交渉事件の三つの事件における事件数の推移を示されたが，子の監護の問題を解決するために最初に離婚の話を進めることもあると思われるが，子の監護や面接の話合いの進め方は，各事件でどのように進行していくのか。

また，だれが，どのような場面で関与するのか。　　（大西委員）

○　様々なケースがあり，離婚調停の中で親権者を決める際に面接交渉を決めることもあり，あるいは，離婚後に面接交渉についての申立てがされることもある。最近は，離婚調停で何回か期日を重ねるうち，条項として面接交渉を入れるケースが多い。

次に，調停事件は，家事審判官１人と家事調停委員２人以上で構成される調停委員会が当事者の話を聞きながら評議を重ねて進めるが，面接交渉などの込み入った事件では，調査官が立ち会うケースが多く，調査官から言い分を煮詰めてもらった方が調停が進めやすい。　　（行方裁判官）

○　調停条項の立て方は，①調停離婚，②親権者の指定，③養育費の金額及び支払方法，④面接交渉の順であり，調停における話の進め方の流れも同様である。

なお，①及び②は，戸籍法上の届出を行うために必要な事項であり，それのみを表示した書面を市町村役場に送っており，③及び④は，届出には必要のない事項であるため，市町村役場には開示していない。

また，②の場面において，親権者と監護者とを別に決めるケースもあり，その場合には，親権者が養育費の面倒を見る代わりに面接交渉を認めるとい

うような形で話を進めることになる。　（原首席書記官）

○　首席書記官が示した子の監護に関する処分事件の数値及び面接交渉事件の数値は，調停事件の数値の内数になるのか。　（土屋委員）

○　調停事件の中で面接交渉が取り決められても，面接交渉事件の数値としては計上していない。したがって，外数ということになる。

（原首席書記官）

○　一方の当事者から離婚調停が，他方の当事者から面接交渉が同時に申し立てられることもあり，その場合には，２件という計上になる。

（河合事務局次長）

○　ＤＶＤを親に見せることは良いことだと思ったが，面接交渉事件における両親に必ず見せているのか。見せるのと見せないのとでは親の気持ちが違うと思われるが，活用方法はどうであるのか。

また，祖父母が孫に会いたいと主張することもあると思うが，夫婦間以外でも面接交渉を行う場面があるのか。

結局，子どもの健全育成が一番大事であるが，子どもが本当に望んでいるのか望まないのかについて，子どもの本心はどのように確認しているのか。

（松岡委員）

○　ＤＶＤの活用方法については，きちんと決めていないが，様々な角度から検討した結果，紛争が激しい場合には，見せても逆効果になるということで，離婚の話がまとまりつつあるようなケースに限って見せている。日本では，面接交渉のルールを知らない人が多いので，前もって知らせれば紛争が増大するのを防げるかもしれないが，今のところ，紛争の激しくない離婚調停事件を成立に向けて進める段階で見せている。ただ，離婚が成立した後に見せるときもあり，いまだ確立していない状況である。

次に，子どもの本心については，調査官に対して調査命令が出て確認することが多く，小さい子の場合には家庭訪問を行い，大きな子の場合には裁判

所まで出向いてもらい，中立的な立場に配慮して聞いている。子どもがちゃんと意見を言えるかどうかは，ケースバイケースであり，年齢によっても違うが，一般的に５歳くらいであれば聞いても気にしないことが多いが，小学生になると，親の気持ちが分かってくるため，返答に困る場合もある。子どもの年齢を考えるほか，自由に話ができるかどうかも考慮して聞くことにしている。聞かれると，正直に答える子どもが多いが，困るのは，子どもの返答に親が戸惑うことが予想される場合に親に伝えて良いかどうか迷うケースであり，このような親子をどのように援助していくかが課題である。

（大畑首席家裁調査官）

○　祖父母に孫への面接交渉が認められるか否かについては，種々の考え方があり，従前の実務の多数説は，面接交渉の申立権は認められないという考えだが，アメリカでは実際に権利として認めているため，それにならって祖父母が親のように監護していれば柔軟に考えるという説もある。実務上，祖父母からの申立ては極めて少ないものの，あれば悩ましい問題である。

（行方裁判官）

○　面接交渉の際に祖父母が同行すれば，約束違反となるのか。　（委員長）

○　そういう場面は，子どもと同居している親が，嫁姑間の問題から祖父母に悪口を言われたくないということで，祖父母に会わせたくないというケースに多いと思われるが，このケースでは同行すれば違反になると思われる。

（行方裁判官）

○　祖父母に会わせる会わせないでもめているケースはたくさん経験している。

（河合事務局次長）

○　ＤＶＤは，各支部にも配布されているのか。　（土屋委員）

○　昨年（平成１８年）２月に配布している。　（大畑首席家裁調査官）

○　そうであれば，調停が成立しそうな間際の段階などで，すべての事件に見せてはどうか。設備的に難しいのか。　（土屋委員）

○　設備的には大丈夫であるが，今までなかったものを，どのような場面で，どのように見せればよいかが決まっていないため，利用が少ないのが現状である。調停の進行における利用場面が具体化すれば，見せるケースが多くなると思われる。（大畑首席家裁調査官）

○　待合い時間などで，積極的に見せた方がよいのではないか。（土屋委員）

○　貴重な意見として受け止めたい。（大畑首席家裁調査官）

○　ＤＶＤの内容は理想的であるので，もっとリアルな設定の方がよいのではないか。現実とかけ離れすぎている感がある。（松岡委員）

○　確かに，現実とかけ離れているが，キーワードは「子どもの幸せ」であるから，何のため両親に見せるかという観点から考えることがポイントである。夫婦関係の程度にもよるが，どのレベルに対しどのタイミングで見せるかは難しいので，費用の問題もあるけれども，内容において強弱の構成を変えたものも作っておけばよいと思われる。（村田委員）

○　ＤＶＤの内容が夫婦間に良好な関係を築くことが大切であることを説明したもののように受け取れるものであっても，「子どもの福祉の観点から見ていただくものである。」ということを当事者に説明すれば十分使えるのではないか。（大西委員）

○　これまで指摘されたとおりＤＶＤの使い方は難しい。当事者同士の関係も様々であり，調停が成立した場合に，同席して合意内容を確認できる人もいれば，顔も見たくないと言って同席させられない人もいる。したがって，このビデオの内容を受け入れられる当事者もいれば，現実との違いに違和感を感じる当事者もいる。そのため，視聴させる際には一言助言が必要になるが，視聴の対象者や助言の在り方等については，研究が必要である。従来，「面接交渉のしおり」という印刷物を配って，面接交渉において配慮すべき点を理解してもらってきた。この「しおり」には，ＤＶＤのような元夫婦の良好なやりとりという場面設定はなく，子どもに対する配慮事項だけが書かれて

いた。ＤＶＤはインパクトが強い反面，場面設定があるため，その分使い方に工夫が必要であるので，そうした点を含め，目下，検討しているところである。（春田次席家裁調査官）

○　ＤＶＤは，編集して時間を短くしてあるのか。（米窪委員）

○　「面接交渉編」としては，これのみである。なお，ＤＶＤには，その他，両親と一緒に暮らしている子どもが心を痛めるところを描いた「ドラマ編」，「ドラマ編」と一体となるもので問題のある親の対応等を具体的に解説した「解説編」が収録されている。（大畑首席家裁調査官）

○　周囲の離婚した人からは，面接交渉を知らず，仕方なく子どもを手放したということを聞くので，このような短時間でなく，もう少し人間らしい部分，人間の生き方などをドラマ的に描いた部分も収録されていればよいと思う。（米窪委員）

○　「ドラマ編」は，かなりドラマチックに描かれている。（大畑首席家裁調査官）

○　ＤＶＤを見て，少し明かりが見えた気がする思いである。（米窪委員）

○　ＤＶＤを見ても，悪い例の方に反応して，よけい面接を拒否する人も多いので，見せるに当たっては，一言助言が必要になる。（河合事務局次長）

○　次のやり方として，当事者となった子どもの生の声を集めたもの，つまり，子どもの気持ちという側面に絞って編集したものを親に見せれば，客観的に受け止められるのではないかと思う。（村田委員）

○　アメリカでは，そのような形のビデオも本も存在する。（大畑首席家裁調査官）

○　実際に調停をしていると，母が子どもを引き取って夫と離婚しても，夫は父であることに変わりはないということで子どもに会わせるケースもあるが，別途，面接交渉だけを申し立てた調停では，裁判官が述べたとおり，事情が込み入っているし，離婚の際のトラブルを引きずっているため，調停を担当

するのは苦手である。そのような場合には，調査官から試行的な面接を行ってもらうが，実際には，面接交渉を決めても実行が無理だと思われるケースもあると思われる。（花岡委員）

○　決められた面接交渉が守られない場合，任意に履行を求める制度である履行勧告が申し立てられることがある。（大畑首席家裁調査官）

○　離婚調停を進める中で最後に面接交渉を話し合う場合はよいが，面接交渉だけを申し立てた場合には紛争が激化するケースが多いので，当事者だけで上手に面接が進められるのかと心配になることがある。（花岡委員）

○　「面接交渉」という言葉よりも，「面会交流」という言葉の方が分かりやすいのではないか。（大西委員）

○　「面接交渉」という言葉の発祥は分からないが，「面接交渉」という言葉には違和感を覚える人もいるため，裁判所の一般向けのパンフレットでは「親子交流」という分かりやすい言葉を用いるなど，当事者に対しては「面接交渉」という言葉を使わずに説明することもある。

（大畑首席家裁調査官）

6　次回期日

未定

（注）

○は，委員の発言内容

■は，委員会において確認した事項